

別記4

グリーンな栽培体系加速化事業

第1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大又は農業における温室効果ガスの削減に資する技術（以下「環境にやさしい栽培技術」という。）及び先端技術等を活用した省力化に資する技術（以下「省力化に資する技術」という。）を取り入れた新たな栽培体系（以下「グリーンな栽培体系」という。）への転換に向けた産地の取組を支援する。

なお、本事業における用語の定義は、別添1のとおりとする。

(1) グリーンな栽培体系の検討

ア 検討会の開催

グリーンな栽培体系について、産地が目指す方針や新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術、次のイからオまでの取組に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。なお、必要に応じて、産地内の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施できるものとする。

イ グリーンな栽培体系の検証

グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の効果や産地への適合性の検証、コストを含む導入効果の分析、効果的な技術の活用手法の検証、専門家等を招いての技術研修等を行うものとする。

ただし、事業実施期間が複数年かつ2年目以降の事業実施計画において、前年度までの取組により検証した省力化に資する技術が普及段階に移行し、かつ、環境にやさしい栽培技術について引き続き検証が必要な場合は、当該年度の検証内容を環境にやさしい栽培技術のみとすることができる。この場合、事業実施計画に、省力化に資する技術の検証結果を記載するとともに、当該技術の普及に向けて取り組むこととする。

ウ グリーンな栽培マニュアルの作成

別添1の5で定めるグリーンな栽培マニュアルを本事業の目標年度までに作成するものとする。

エ 産地戦略の策定

別添1の6で定める産地戦略を本事業の目標年度に策定するものとする。

オ 情報発信

グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定後、事業実施主体又は事業実施主体の属する都道府県、市町村若しくは農業協同組合等のホームページにおいて速やかに公表するものとする。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができるものと

する。

このほか、検討したグリーンな栽培体系の産地内への普及や横展開に向け、広く情報発信に努めるものとする。

(2) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入等

(1) のイの検証に必要な別添3に定めるスマート農業機械等（以下「機械等」という。）の導入又はリース導入（以下「導入等」という。）をすることができるものとする。

(3) 消費者理解の醸成

(1) で検討する栽培体系により生産する農産物について、消費者の理解を醸成するため、セミナーの開催や産地での農業体験の実施、消費者に向けた産地の取組の情報発信等に取り組むことができるものとする。

ただし、取組内容が次のア及びイを満たすものとする。

ア 産地で生産される農産物の将来的な消費拡大に資するものであること。

イ グリーンな栽培体系への転換による環境負荷低減の効果が具体的に消費者に伝わるものであること。

2 交付対象経費

(1) 交付対象経費は、1 (1)、(2) 及び(3) の取組に必要な経費のうち別添4に定める経費とする。ただし、1 (1) イの取組に係る経費のうち農業機械・施設の借上費及び資機材費は新たに取り入れる技術の検証に係る経費に、1 (2) の取組に係る経費は機械等の導入等に要する資機材費、運搬費、役務費及び雑役務費にそれぞれ限るものとする。

(2) 交付対象経費のうち、1 (2) の取組に係る経費については、事業実施計画においてグリーンな栽培体系の検証を中心的に行う農業者等として位置付けられた者（以下「検証主体」という。）が取組を行う場合も交付対象とする。

第2 事業実施主体及び交付率等

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次のアからエまでとする。

ア 協議会

イ 都道府県

ウ 市町村

エ 農業協同組合

(2) (1) のアからエまでのいずれの者が事業実施主体となる場合においても、産地の農業者の参加を必須とするとともに、(1) のアの場合は、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）を構成員に、(1) のウの場合は、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）を参加者にそれぞれするものとする。なお、都道府県（普及組織）を構成員又は参加者にしない場合には、必要に応じて同組織の助言を受けるものとする。

また、事業の実施に当たっては、検証内容等に応じて、農業者、実需者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農業機械メーカー、農業協同組合（営農指導事業担当）、市町村、都道府県等が関与する体制とする。

(3) (1) のアが事業実施主体となる場合は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定めることとする。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付率等

(1) 交付金額の上限

交付金額の上限は以下のとおりとする。ただし、輪作体系において複数の品目のグリーンな栽培体系を一体的に検証する場合は、品目ごとに以下に定める上限を適用し、合計した金額とする。

ア グリーンな栽培体系の検討及び消費者理解の醸成

第1の1(1)及び(3)に係る交付金額の上限は、合わせて以下のとおりとする。ただし、第1の1(3)に係る交付金額の上限は30万円とする。

(ア) 次の(イ)又は(ウ)の場合を除き、300万円とする。

(イ) 別添1の2(3)の環境にやさしい栽培技術を検討する場合、360万円とする。

(ウ) 別添1の2(1)、(2)並びに(4)のア、イ、ウ、エ、オ及びカの8分類の環境にやさしい栽培技術の中から、異なる複数の栽培技術を検討する場合、360万円とする。

(エ) 事業に参加する農業者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）に基づき、同法第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度内に認定を受けることが確実である場合において、第1の1(1)イで生産方式革新実施計画の達成に資する検証を併せて行うときは、(ア)から(ウ)までに規定する上限にそれぞれ100万円を加えた金額とする。

(オ) 品目の特性等によって、グリーンな栽培体系の検証が複数年度にわたる場合は、当該検証と一体的に行う栽培1周期当たりの取組（検討会の開催、栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信及び消費者理解の醸成を含む。）について、(ア)から(エ)までの上限を適用することとする。

イ グリーンな栽培体系への転換に向けた機械等の導入等

第1の1(2)に係る交付金額の上限は1,000万円とする。

(2) 交付率

本事業の交付率は定額(ただし、第1の1(2)に係る経費は2分の1以内)とし、交付上限の範囲内で支援する。

3 機械等の導入等に係る留意事項

第1の1(2)により機械等の導入等をする場合は、以下のとおりとする。

(1) 共通

ア 本体価格が50万円以上であること(センサ類、モニタリング装置等を複数台導入等し、一体的に使用する場合等は1つの機械等とみなす。)

イ 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

ウ 導入等をする機械等の範囲は、本事業による環境にやさしい栽培技術又は省力化に資する技術の検証に必要なものとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

エ 導入等をする機械等は、検証面積から普及目標面積までの範囲からみて適正な能力・規模であること。

オ 機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

カ 本事業以外に国から直接又は間接に補助を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械等であること。

キ 本事業により導入等をする機械等について、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に加入することが確実に見込まれること。

ク 本事業により導入等をした機械等については、本事業名等を表示するものとする。

ケ 収量コンバイン、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等の導入等をする場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するときは、機械等の導入等をする事業実施主体又は検証主体(以下「事業実施主体等」という。)は、当該データの保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

コ 本事業により導入等をするトラクター、コンバイン又は田植機は、API※

を自社の web サイトや農業データ連携基盤（WAGRI）への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は令和6年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

※API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

サ 導入等をする機械等の検証及び普及に取り組むに当たって、都道府県の普及組織等がサポートし、産地全体の技術力向上を図る体制を組むこと。

（2）機械等を導入する場合

ア 機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。

イ 事業実施主体等は、本要綱第27第3項に定める財産管理台帳を作成し、事業実施主体等が検証主体である場合においては、その写しを事業実施主体（事業実施主体が都道府県である場合は都道府県知事）に提出するものとする。事業実施主体は、検証主体から提出のあった財産管理台帳の写し（事業実施主体が都道府県である場合のものを除く。）及び自らが作成した財産管理台帳の写しを、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。））に対して提出するものとする。都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、事業実施主体及び検証主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 導入する機械等を事業実施主体等以外の者に貸し付ける場合については、次によるものとする。

（ア）貸付の方法、貸付の対象となる者等については、事業実施主体等が都道府県である場合においては都道府県知事と地方農政局長等が、その他の場合においては事業実施主体（事業実施主体が都道府県である場合は検証主体）と都道府県知事がそれぞれ協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。

なお、貸付の対象となる者は、本事業による検証を実施する農業者及び当該機械等によりグリーンな栽培体系に取り組む農業者に限る。

（イ）事業実施主体等が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式による算出される額以内であることとする。

事業実施主体等負担（事業費－交付金）/当該機械等の耐用年数＋年間管理

（ウ）賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体等は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

（3）機械等をリース導入する場合

ア リース期間は、法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する交付額（以下「リース料助成額」という。）については、次の（ア）及び（イ）の計算式によって算出される値（ただし、千の位未満を切り捨てる。）のいずれか小さい方とする。

なお、リース期間は、事業実施主体等がリース物件を借り受ける日から当該リース終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

（ア）リース料助成額＝リース物件購入価格（税抜き）
×（リース期間÷法定耐用年数）
×交付率（1／2 以内）

（イ）リース料助成額＝（リース物件購入価格（税抜き）-残存価格（税抜き））
×交付率（1／2 以内）

ウ 事業実施計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則 3 者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

エ ウの選定結果及びリース契約に基づき機械等をリース導入し、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）に対し交付金の支払申請をする際は、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

オ 事業実施主体等は、リース料に対する交付金の支払先として、リース事業者を指定することができるものとする。

（4）導入等をした機械等の管理運営

ア 本事業により導入等をした機械等のうち、1 件当たりの取得金額が 50 万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体等による善良なる注意義務をもって当該機械等を管理することとする。

また、事業実施主体等は、本事業により導入等をした機械等を常に良好な状態で管理し、その導入等の目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が検証主体である場合は検証主体）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、関係書類の整備、機械等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が検証主体である場合は検証主体）を十分に指導監督するものとする。

第3 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

ただし、検証に複数年度を要するなどにより都道府県知事が認める場合にあっては、2年以内の取組とすることができるものとする。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県である場合において上記のただし書に基づき、事業実施計画の期間を複数年度とするときは、当該事業実施計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

第4 目標年度及び成果目標

1 成果目標

本事業の成果目標は、グリーンな栽培マニュアルの作成及び産地戦略の策定とする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

ただし、都道府県知事が品目の特性等を勘案して必要と認める場合は、目標年度を、事業実施期間の最終年度の翌年度から事業実施期間の初年度の3年後の年度までの範囲内の年度とすることができるものとする。

なお、事業実施主体が都道府県である場合において上記のただし書に基づき、目標年度を設定するときは、事業実施計画に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

また、検証結果等を踏まえて目標年度を変更しようとする場合は、本要綱第20で定める実績報告又は第7の実施状況報告のいずれか早い方と併せて、変更する目標年度及びその設定の考え方を報告するものとする。

第5 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 第1の1(1)に取り組むこと。あわせて、次のいずれかを満たすこと。

(1) 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検討すること。

(2) グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術について、グリーンな栽培体系に取り組む他の産地と連携して検証等を行うこと(1つの事業実施計画において、複数の産地が連携して検証等を行う場合を含む。)

なお、連携する産地については、次のア及びイを満たすこと。

ア 原則、同一の品目において同一の環境にやさしい栽培技術に取り組んでいること。

- イ 属する市町村又は土壌や標高等の自然条件が異なること。
- 2 第1の1(1)において検証する環境にやさしい栽培技術による環境負荷低減の効果及び省力化に資する技術の省力化効果が、それぞれ試験研究機関等において認められていること。
- 3 第1の1(1)において別添1の2(3)の技術を検証する場合は、当該技術を取り入れたグリーンな栽培体系が次の全てを満たすこと。
- (1) 化学肥料・化学農薬(有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)において使用が認められているものを除く。)を使用しないこと。
 - (2) 都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(導入指針)等に定められた土づくり技術を導入すること。
 - (3) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講ずること。
 - (4) 有害動植物の防除を適切に実施すること。
 - (5) 組換えDNA技術の利用を行わないこと。
- 4 第1の1(1)において別添1の2(4)アの技術を検証する場合は、次を満たすこと。
- (1) 中干し期間の延長又は秋耕の検証に取り組むこと。
 - (2) 中干し期間の延長の検証を行う場合は、中干し期間を慣行から7日間以上延長する試験区を設置すること。
- 5 第1の1(1)の取組に本要綱第4第6号に掲げる事業(バイオマスの地産地消(推進事業))で実施可能な取組を含まないこと。

第6 申請できない経費

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務(資料の収集・整理、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)の前に発生した経費(本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金

額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
- (8) 特定の個人又は法人のみの販売促進につながる活動に係る経費
- (9) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業実施状況の報告

本要綱第 30 第 1 項に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画に定められた取組を実施した結果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、本要綱第 30 第 3 項に基づく別紙様式第 16 号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業の実施結果を記載すること。
- 2 目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、事業により作成した産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルを添付すること。

なお、技術の検証を行った結果、当該技術を産地に導入することが困難であることが判明した場合は、産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルに代え、当該技術の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

- 3 第 1 の 1 (2) により機械等の導入等をした場合であって、2 のなお書に該当するときは、リース契約期間又は法定耐用年数までの間のいずれか短い期間内において、当該機械等が有効活用されるよう、当該機械等の活用計画を作成し、要因分析資料と併せて提出すること。

第8 事業成果のフォローアップ

- 1 事業実施主体は、産地戦略の期間中、次に掲げる事項を記載した報告書を毎年

度作成し、当該年度の翌年度までに都道府県知事に報告するものとする。

(1) 産地戦略に掲げた目標の達成状況

(2) 産地戦略に掲げた取組の実施状況

2 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から1に定める産地戦略の進捗状況の報告があった場合は、自らが事業実施主体となる産地戦略の進捗状況を併せてとりまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

3 第7の3により、導入等をした機械等の活用計画を作成した事業実施主体等は、計画の最終年度まで、毎年度、当該機械等の利用状況について記載した報告書を作成し、事業実施主体等が検証主体である場合においては、当該報告書を事業実施主体（事業実施主体が都道府県である場合は都道府県知事）に提出するものとする。事業実施主体は、検証主体から提出のあった報告書（事業実施主体が都道府県である場合のものを除く。）及び自らが作成した報告書を都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等）に提出するものとする。

4 1及び2の規定については、都道府県知事が次の(1)又は(2)に該当すると認める場合において、産地戦略の開始年度の3年後以降の年度の報告をもって終了できるものとする。

(1) 産地戦略に掲げる目標等が達成された場合

(2) 社会情勢の変化等のやむを得ない事由により、環境にやさしい栽培技術の取組が困難となった場合

第9 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第10 その他

1 事業実施地区の範囲

(1) 事業実施地区は、一定の範囲で共通の栽培体系に取り組む産地を最小単位とする。

(2) 同一の事業実施主体が複数の品目のグリーンな栽培体系を検討する場合は、品目ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。

(3) 同一の事業実施主体が複数の産地それぞれにおいてグリーンな栽培体系を検討する場合は、産地ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。

(4) 都道府県知事が各産地の生産条件等を考慮した上で特に必要と認める場合に限り、当該都道府県内の複数の産地において、同一の品目かつ同一の環境にやさしい栽培技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検討し、産地ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。

(5) 上記の(2)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合は、地区ごとにグリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定することとする。

2 事業成果の普及・情報発信

都道府県普及組織は、都道府県内の他産地への普及に向けて、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信すること。

また、農林水産省が本事業の取組内容や成果について情報発信や普及を図ろうとする場合は、これに協力することとする。

3 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

(1) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局長等に報告すること。

(2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等に協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取り扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

別添1

用語の定義

1 グリーンな栽培体系

次の（１）から（３）までを満たす新たな栽培体系をいう。

- （１）播種・定植前準備（果樹の場合は土づくり、せん定等）から収穫・収穫後作業までの作業段階において、２に定める環境にやさしい栽培技術及び４に定める省力化に資する技術を現在の栽培体系に新たに取り入れること。
- （２）化学農薬の使用量（有効成分での使用量とADI（許容一日摂取量）を基としたリスク換算係数を掛けたリスク換算値）が現在の栽培体系から増加しないこと。
- （３）化学肥料及びプラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しないこと。

2 環境にやさしい栽培技術

次の（１）から（４）までの環境負荷低減に資する栽培技術をいう。

（１）化学農薬の使用量の低減に資する技術

ア 人や環境に対するリスクの低減につながる土壌くん蒸剤の使用量の低減に資する技術

イ 人や環境に対するリスクの低減につながる化学農薬以外の防除方法の導入

ウ 人や環境に対するリスクの低減につながる化学農薬の成分使用回数の低減に資する技術

エ 人や環境に対するリスクがより低い代替農薬への切替え

オ 人や環境に対するリスクがより低い化学農薬散布技術の導入

（２）化学肥料の使用量の低減に資する技術

（３）有機農業の取組面積拡大に資する技術

ア 新たに有機農業を開始するに当たって、化学農薬・化学肥料の使用に代わる技術

イ 現在実施している有機農業について、取組面積の拡大に向けた課題の解消を図るために新たに取り入れる技術

（４）温室効果ガスの削減に資する技術

ア 水田からのメタンの排出削減に資する技術

（ア）中干し期間の延長

（イ）秋耕

（ウ）その他水田からのメタンの排出削減に資する技術

イ バイオ炭の農地施用

ウ 石油由来資材からの転換

エ プラスチック被覆肥料の被膜殻対策に資する技術

(ア) プラスチック被覆肥料の代替技術

(イ) プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出防止技術

オ 省資源化

(ア) 耐用年数の長い農業資材への切替え

(イ) 農業資材（農薬、肥料及び化石燃料を除く。）の使用量又は使用回数の削減に資する技術

カ その他温室効果ガスの排出削減に資する技術

(ア) 自動操舵システム、電動小型農機等の活用による化石燃料の使用量の低減に資する技術

(イ) その他農業生産由来の温室効果ガスの削減に資する技術

3 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術

2に定める環境にやさしい栽培技術のうち、次の（1）から（4）までの栽培技術をいう。

（1）化学農薬の使用量の低減に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 病害虫又は雑草（以下「病害虫等」という。）の発生予察・予測、診断技術等の活用

イ 抵抗性品種の導入

ウ 輪作の導入

エ 土壌くん蒸剤の代替技術

オ 土着天敵の活用

（2）化学肥料の使用量の低減に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 可変施肥、局所施肥、生育診断等（土壌診断を除く。）による適正施肥

イ 緑肥の活用

ウ 汚泥肥料、菌体りん酸肥料の活用

（3）有機農業の取組面積拡大に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 水稲における先進的な除草・抑草技術（水田抑草ロボット、水田除草機、自律走行式又はリモコン式草刈機の活用等）

イ 水稲以外の品目における、有機農業の特徴的な土づくり等の技術

ウ （1）及び（2）に定める技術

（4）温室効果ガスの削減に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 中干し期間の延長

イ 秋耕

ウ バイオ炭の農地施用

エ 石油由来資材からバイオマス由来成分を含む生分解性資材への切替え

オ プラスチック被覆肥料の代替技術

カ 化石燃料の使用量の低減に資する技術

4 省力化に資する技術

現在の栽培体系又は新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術に対応する一般的な栽培技術と比較して、労働時間の縮減、作業工程の削減、作業人員の削減、作業の軽労化・効率化等が見込まれる技術をいう。

5 グリーンな栽培マニュアル

グリーンな栽培体系の普及を図るため、第1の1（1）イの検証の結果を踏まえて作成するグリーンな栽培体系の実践・導入マニュアルをいう。

なお、グリーンな栽培マニュアルには、新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の普及に必要な情報のほか、必要に応じて栽培暦や防除暦を盛り込むものとする。さらに、第1の1（2）により機械等の導入等をする場合は、当該機械等に関する情報（特徴、仕様、価格帯、見込まれる効果等）及び導入等をするときの留意事項を併せて記載するものとする。

6 産地戦略

グリーンな栽培体系の普及を図るため、第1の1（1）の検討を踏まえて策定する、本事業の目標年度の翌年度から5年間におけるグリーンな栽培体系の普及に係る指針・計画をいう。なお、産地戦略に記載する項目は、別添2に定めるとおりとする。

別添2

産地戦略に記載する項目

1 項目

- (1) 目指す姿
- (2) グリーンな栽培体系
 - ア 現在の栽培体系及び新たに導入するグリーンな栽培体系の概要
 - イ グリーンな栽培体系の取組面積の目標
 - ウ グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の内容及び効果並びに取組面積の目標
 - エ ウの技術の効果の指標及び目指すべき水準
- (3) グリーンな栽培体系の導入・普及に向けた取組方針及び関係者の役割
- (4) 導入等をした機械等の活用面積の目標
- (5) 生産物の販売方法、消費者理解の醸成の取組等
- (6) その他

2 留意事項

- (1) 1 (1) から (3) までについて必ず記載し、第1の1 (2) に取り組む場合は1 (4) を、第1の1 (3) に取り組む場合は1 (5) をそれぞれ併せて記載するものとする。
- (2) 1 (2) エについて、次のア又はイの技術を取り入れる場合は必須の項目とし、次のとおり設定するものとする。なお、取り入れる技術の性質上設定が困難であると都道府県知事が認める場合においては、省略することができるものとする。
 - ア 化学農薬の使用量の低減又は化学肥料の使用量の低減に係る栽培技術
現行の栽培体系と比較した化学農薬又は化学肥料の使用量の低減割合等
 - イ 省力化に資する技術
作業人員、作業時間又は作業工程の削減割合等
- (3) 1 (2) イ及びウの取組面積の目標は、原則、事業実施年度より拡大するものとする。

別添3

スマート農業機械等の導入等における対象機械等

第1の1(2)において導入等が可能な機械等は、次のとおりとする。

- 1 自動操舵システム、直進アシスト機能付き農機
- 2 無人自動走行農機
- 3 草刈機（自律走行式又はリモコン式のもの、水田抑草ロボットを含む。）
- 4 小型農業ロボット（自走式又はリモコン式で、3以外のもの）
- 5 農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機
- 6 水管理システム
- 7 環境モニタリング装置
- 8 可変施肥機能を有する農機
- 9 局所施肥機（側条施肥田植機を含む。）
- 10 堆肥散布機
- 11 収量コンバイン（収量データを踏まえた次期作の施肥設計を行う場合に限る。）
- 12 土壌データセンサー
- 13 水田除草機
- 14 紙マルチ田植機
- 15 ペースト2段施肥対応田植機
- 16 複合環境制御装置
- 17 RTK-GNSS基地局（GNSSによる制御を要する機械と同時に導入する場合に限る。）

このほか、都道府県知事が、環境負荷低減又は省力化の観点から本事業による検証に必要と認める機械等について導入等を行うことができるものとする。

別添 4

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な調査備品に係る経費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円未満の備品に限る。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> 農業機械・施設について、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費 	
	資機材費 （事業を実施するために直接必要な経費）	<ul style="list-style-type: none"> 検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） 機械等の購入費又はリース料 	
	消耗品費 （事業を実施するために直	<ul style="list-style-type: none"> 短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 USBメモリ等の低廉な記録媒体 	

	接必要な経費)	・ 検証等に用いる低廉な器具等	
	燃料費	・ 現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。	
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・ 実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・ 事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・ 実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・ 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・ 事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	